

【業務継続計画（BCP）の策定方法等について】

令和6年9月

広島県健康福祉局医療介護基盤課

目次

1. 業務継続計画（BCP）とは

2. 自然災害BCPの策定方法

3. 感染症BCPの策定方法

1. 業務継続計画（BCP）とは

（1）目的

「災害や感染症が発生した際にサービスを継続すること」

（2）基本方針

- ①利用者・職員の安全確保
- ②介護サービスを提供するために必要な経営資源を守る
- ③介護サービスの提供を継続する

（3）種類

- ①自然災害
- ②感染症

目次

1. 業務継続計画（BCP）とは

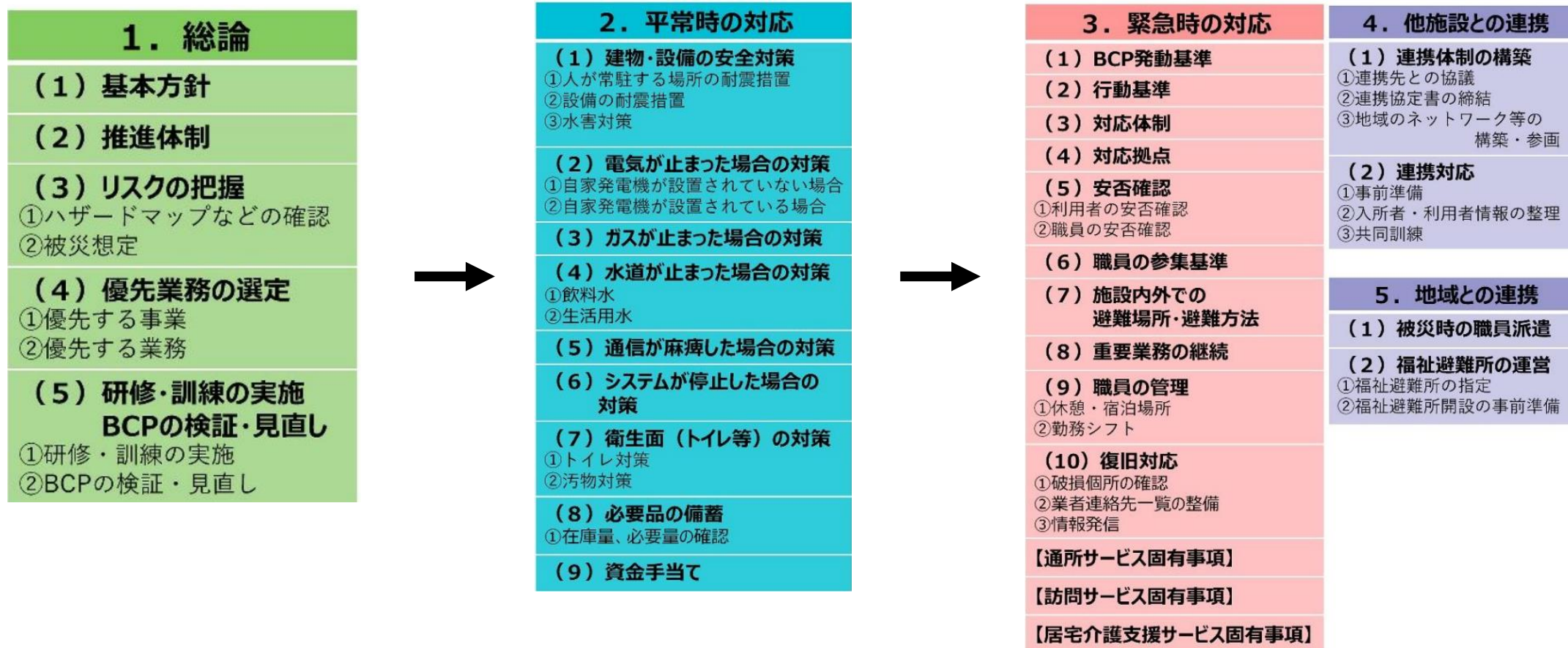
2. 自然災害BCPの策定方法

3. 感染症BCPの策定方法

(1) BCP作成のポイント

- ①正確な情報集約と判断ができる体制を構築
- ②自然災害対策を「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、同時にその対策を準備
- ③業務の優先順位の整理
- ④計画を実行できるよう普段からの周知・研修、訓練

(2) フローチャート



参考：厚生労働省.「自然災害発生時の業務継続ガイドライン」(P.8)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>

(3) 総論

①基本方針

施設、事業所としての災害対策に関する基本方針を記載する

②リスクの把握

ハザードマップなどの確認

③優先業務の選定

どの事業を優先して、どの事業を縮小・休止するかをあらかじめ決めておく

④研修や訓練の実施

平時からBCPに沿った研修や訓練を行う

⑤BCPの検証や見直し

最新の動向や訓練等で洗い出された課題を検討し、対策を実施して BCP に反映させるなど、定期的に見直しを行う

(4) 平常時の対応①

- ・建物や設備の安全対策

- ①耐震措置

- 1981年（昭和56年）以前の建物は耐震補強を検討

- ②水害対策

- 対象箇所を明確し、対応策を考える

- ③電気やガスなどのライフラインが止まった場合の対策

- 稼働させるべき設備と代替策を記載

(4) 平常時の対応②

④必要品の備蓄

<参考：備蓄品リスト例>

- ・食料品：米（無洗米）、飲料水、缶詰、経管栄養食、高カロリー食、インスタント食品、栄養ドリンク など
- ・看護、衛生用品：消毒剤、脱脂綿、絆創膏、包帯、三角巾、おむつ、マスク、ウェットティッシュ、生理用品、タオルなど
- ・日用品：紙容器（食器）、ラップ、カセットコンロ、電池、使い捨てカイロ など
- ・災害用備品：ブルーシート、ポリ袋、ポリタンク（給水受け用） など

<参考：備蓄数量の考え方>

- ・水：1人1日3ℓ、3日で9ℓ
- ・食料：1人1日3食、3日で9食
- ・毛布：1人1枚

※感染症下における対応として、感染対策に係る資材、防護具等（マスク、体温計、ゴム手袋（使い捨て）、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て袖付きエプロン、ガウン、キャップ等）についても在庫量・必要量の管理を行い、数日分の備蓄を行うことが望ましい。

(5) 緊急時の対応①

①BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けて BCP を発動する基準を記載する。

②対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

③安否確認

利用者、職員の安否確認方法を検討し、整理しておく。
なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を記載する。

④職員の参集基準

発災時の参集基準を記載。

なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についての検討も必要。

(5) 緊急時の対応②

⑤施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

- ・津波や水害の場合、他所へ避難よりも建物内の高所へ避難する場合の方が安全性が高い場合がある。
- ・建物内の高所へ避難する場合に備えて、場所・誘導方法を検討しておく。

【施設外】

- ・ハザードマップなどを確認し、河川の洪水浸水想定区域および土砂災害警戒区域に立地している場合は、避難確保計画を検討する。
- ・避難先でも最低限のケアを継続できるよう、手順や備蓄品を検討しておく。

(5) 緊急時の対応③

■市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4(避難情報)で必ず避難しましょう
気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報) 氾濫の情報(河川) 土砂災害の情報(市)	
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当	氾濫注意情報 ——
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当	——

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

参考：内閣府.「避難情報のポイント」(令和4年6月)

[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/point.pdf](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/point.pdf)

## ( 6 ) 他施設及び地域との連携

### ①連携体制の構築

近隣の法人と協力関係を構築

### ②被災時の職員の派遣

災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録

# 目次

1. 業務継続計画（BCP）とは

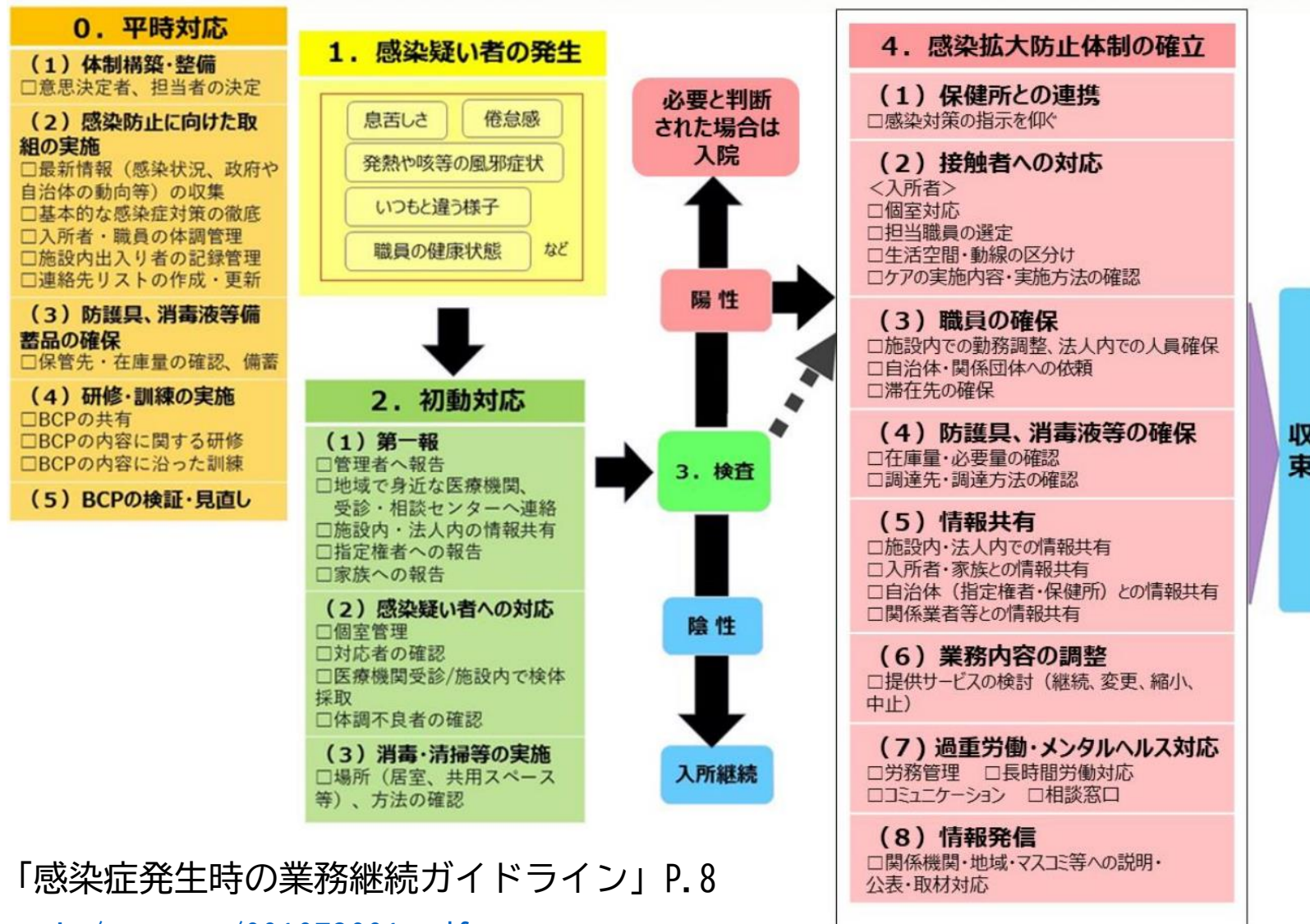
2. 自然災害BCPの策定方法

**3. 感染症BCPの策定方法**

# ( 1 ) BCP作成のポイント

- ①施設・事業所内を含めた関係者との情報共有と役割分担、判断ができる体制の構築
- ②感染（疑い）者が発生した場合の対応
- ③職員確保
- ④業務の優先順位の整理
- ⑤計画を実行できるよう普段からの周知・研修、訓練

## (2) フローチャート① 入所系

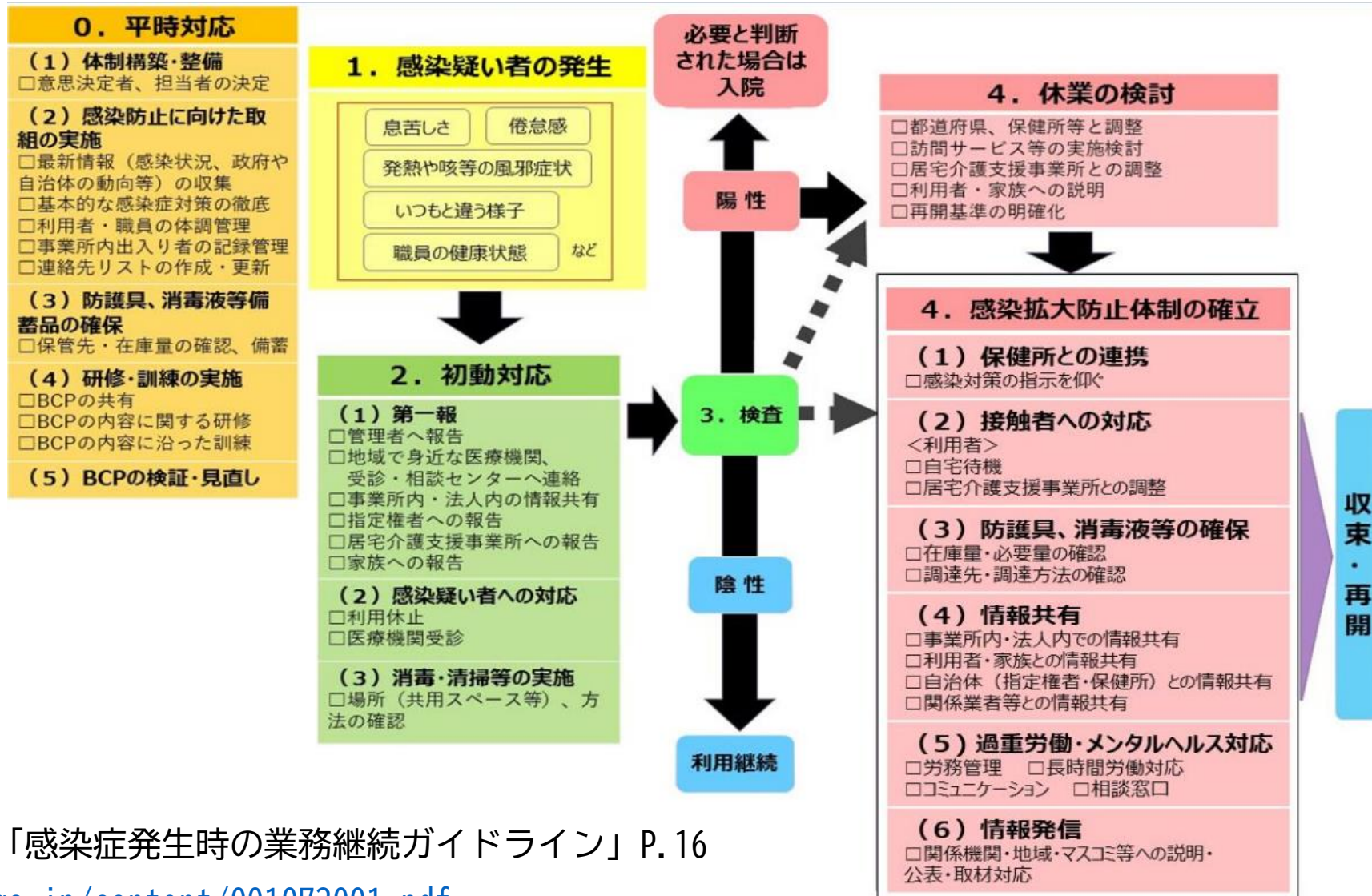


参考：厚生労働省、「感染症発生時の業務継続ガイドライン」P.8

<https://www.mhlw.go.jp/content/001073001.pdf>



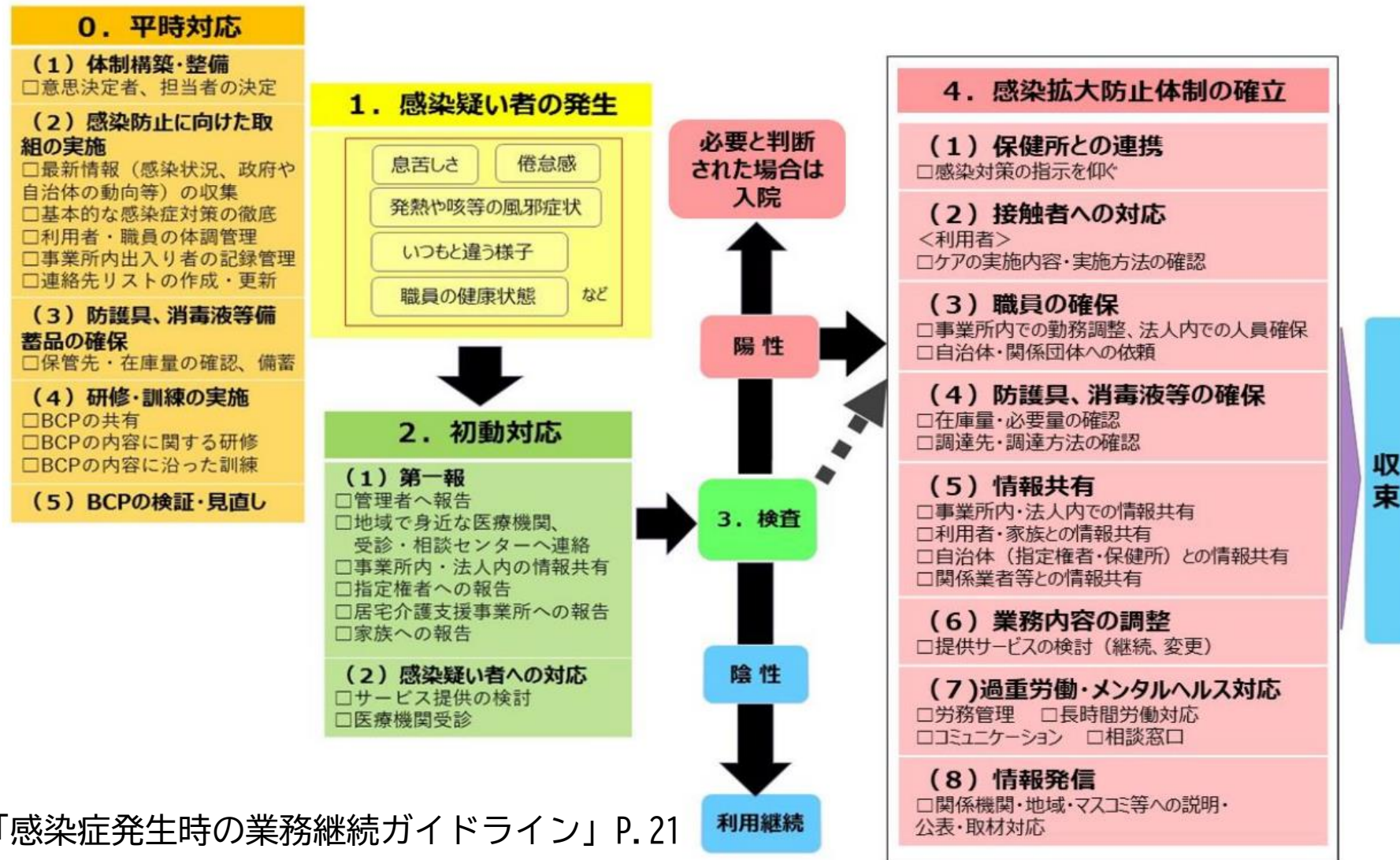
## (2) フローチャート② 通所系



参考：厚生労働省. 「感染症発生時の業務継続ガイドライン」 P.16

<https://www.mhlw.go.jp/content/001073001.pdf>

## (2) フローチャート③ 訪問系



参考：厚生労働省、「感染症発生時の業務継続ガイドライン」P.21

<https://www.mhlw.go.jp/content/001073001.pdf>

# （３）平常時の対応

①体制構築や整備

②感染症防止に向けた取組の実施

③備蓄品の確保・・・防護具、消毒液等

## (4) 初動対応

- ・ 第一報

- ①管理者への報告
- ②地域で身近な医療機関、受信・相談センターへ連絡
- ③施設内・法人内の情報共有
- ④指定権者への報告
- ⑤家族への報告

**報告ルート、報告先、報告方法、連絡先等を事前に整理しておくことが重要！！**

## ( 5 ) 感染拡大防止体制の確立

- ・ 保健所との連携
- ・ 接触者への対応
- ・ 防護具、消毒液等の確保
- ・ 職員の確保
- ・ 関係者との情報共有

# 参考

- ・「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」  
(令和6年3月 厚生労働省老健局)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001073001.pdf>

- ・「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」  
(令和6年3月 厚生労働省老健局)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>

- ・避難情報のポイント

(令和4年6月 内閣府)

[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/point.pdf](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/point.pdf)